₩ 早稲田アカデミー

証券コード:4718

^{第50回} 定時株主総会 招集ご通知

目次

第50回定時株主	総会招集ご通知
株主総会参考書業	類·······5
第1号議案 乗	剛余金の配当の件
第2号議案 5	定款一部変更の件
第3号議案 耳	収締役(監査等委員である取締役を除く。) 6 名選任の件
第4号議案	当社株式の大量買付行為への対応策(買収への対応方針)
糸	迷続の件
事業報告	40
計算書類	57
監査報告	5 <u>9</u>

	月25日(火曜日)	
午前10時	(受付開始時刻:午前	j 9 時)

開催場所 東京都<mark>新宿区</mark>戸塚町一丁目104番地19 リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

→末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

株主の皆様へ

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

株式会社早稲田アカデミー

代表取締役社長

山 本 豊

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置を とっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、 ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「早稲田アカデミー」又は「コード」に当社証券コード「4718」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

業報

告

2024年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始時刻:午前9時)

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19 場所

リーガロイヤルホテル東京 3階 「ロイヤルホール」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目的事項 報告事項

日時

1. 第50期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第50期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案

剰余金の配当の件

第 2 号議案

定款一部変更の件

第 3 号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第 4 号議案 | 当社株式の大量買付行為への対応策(買収への対応方針)継続の件

以上

- 1. ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ いますようお願い申し上げます。
- 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおい て、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 4. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原 則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総 会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。 なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする 書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の以下の事項

「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 「会社の支配に関する基本方針」

② 計算書類の以下の事項

「連結株主資本等変動計算書|「連結注記表|「貸借対照表|「損益計算書| 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

③ 監査報告の以下の事項

「計算書類に係る会計監査報告」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告 を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出く ださい。

日時

2024年6月25日 (火曜日) 午前10時 (受付開始時刻:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2024年6月24日 (月曜日) 午後6時到着分まで



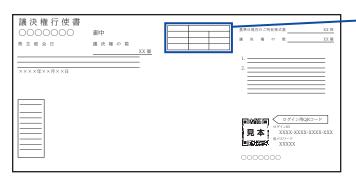
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第2号議案 第4号議案

- 賛成の場合→"賛"を○で囲んでください。
- 否認する場合→"否"を○で囲んでください。

第3号議案

- 全ての候補者に賛成の場合→"賛"を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合→"否"を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合→"賛"を○で囲み、否認する 候補者の番号を欄内に記載してください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- (1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして お取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なもの としてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を 証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、中期経営計画に掲げた連結配当性向35%以上を目標に、配当額の向上を検討していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、1株当たり30円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株当たり10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円(前期の年間配当金より16円増配)となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき30円 総額570,371,280円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月26日 (水曜日)

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業活動の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 上記(1) に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的
とする。	とする。
1.~15. <省略>	1.~15. <現行どおり>
<新設>	16. 有料職業紹介事業
<u>16.</u> ~ <u>20.</u> <省略>	<u>17.</u> ~ <u>21.</u> <現行どおり>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

また、各候補者は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏 名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	
1	やまもと ゆたか 豊	代表取締役社長	再任	
2	いとう まこと 伊藤 誠	取締役専務執行役員 経営推進本部長兼国際部長 教務本部管掌	再任	
3	相澤 好寬	取締役執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	再任	
4	ちば たかひろ 十葉 崇博	取締役執行役員 運営本部長	再任	
5	かりまた まさはる 川又 政治	社外取締役	再任 社外 独立	
6	三谷 和歌子	_	新任社外独立	

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

やまもと ゆたか

山本豊

(1963年6月30日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
代表取締役社長	69,900株	17/17 (100%)	21年
略歴(地位、担当及び重要な兼	職の状況)		
■ 1987年3月 当社入社■ 1991年3月 早稲田校校長就任	■ 2008	8年 6 月 取締役運営本部副本 兼運営部長就任	部長
■ 1995年10月 中央ブロック長就任 ■ 1997年 4 日 運営部長就任		6年 6 月 常務取締役運営本部 9年 6 月 専務取締役運営本部	

■ 1997年 4 月 運営部長就任

■ 2003年 6 月 取締役運営部長就任

兼営業戦略部長就任 ■ 2020年 3 月 代表取締役社長就任(現任)

取締役候補者とした理由

運営部門担当取締役として、商品開発、広告宣伝、マーケティング等、事業運営全般において優れた企画力と実行力を発揮し当社の事業拡大を牽引してきた経験と、社内システムの開発リーダーとしてICTの利活用を推進してきた知見を活かし、代表取締役社長就任後も、当社グループの経営戦略を立案・推進し、業績向上を着実に実現してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの中長期的な発展と企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

い と う まこと

伊藤誠

网络小市农林仁小里 经带供出力

(1971年5月1日生)

現在の当社における地位及び担当 所有する当社の株式の数

再任

在任年数

取締役会への出席状況

J		教務本部管掌	10,200株	17	7/17 (100%)	8年
	略 歴 (地位	、担当及び重要な兼	職の状況)			
	1994年3月 1997年3月 2001年4月	当社入社 中野富士見町校校! 本部ブロック長就!	長就任)19年 6 月	常務取締役経営推進 兼人材開発部長就任 教育事業本部管掌、	
	2001年4月2014年4月2016年6月	大学受験部長就任 株式会社野田学園	■ 20		WASEDA ACADEMY 代表取締役社長就任	(現任)
	2016年6月	代表取締役社長就作 取締役大学受験部	壬 (現任) = *** C)20年 3 月)20年 6 月	教育事業本部管掌、	教務本部管掌
	2017年 4 月	取締役教務本部長 教育事業本部管掌	東高校受験部長就任 -)22年 3 月	教務本部管掌	台地连个即又加工
	2019年5月	WASEDA ACADE 代表取締役社長就何	MY UK CO.,LTD		経営推進本部長兼国際 教務本部管掌 (現任	

取締役候補者とした理由

小中学部校舎及び大学受験部門の統括責任者として当社の業容拡大に貢献してきた後、教務本部、経営推進本部、教育事業本部の管掌取締役として、的確な判断力とリーダーシップで事業を推進してまいりました。また、子会社である株式会社野田学園及び海外子会社の代表取締役として、経営環境の変化に対応した機動的なマネジメントにより業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの幅広い経験と知見を活かし、当社グループの経営戦略を推進し、更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

あいざわ よしひろ

相澤好寬

(1968年7月26日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	26,900株	17/17 (100%)	4年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1995年 3 月 当社入社
- 1997年 3 月 上福岡校校長就任
- 2005年 3 月 埼玉ブロック副ブロック長就任
- 2010年3月 城西ブロック長就任
- 2017年 4 月 教育事業本部副本部長兼第二事業部長就任
- 2020年 3 月 教育事業第二本部長兼第六事業部長就任

■ 2020年 6 月 取締役執行役員

教育事業第二本部長兼第六事業部長就任

教育事業第一本部管堂

■ 2022年3月 取締役執行役員

教育事業本部長兼第六事業部長就任

(現任)

取締役候補者とした理由

当社グループの収益を支える教育事業本部を管堂し、企画力・統率力・営業力を発揮して業績向上に貢献するとと もに、難関中学受験指導のリーダーとしても卓越した指導力と実行力で実績伸長を実現し、当社グループのブラン ドカ向上を推進してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、中長期の経営戦略を推進し、当 社グループの更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

ば たか ひろ 千葉崇博

(1980年8月15日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役執行役員 運営本部長	6,487株	17/17 (100%)	2年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 2005年 4 月 当社入社
- 2006年 2 月 小学課長就任
- 2014年 3 月 特化ブロック長就任
- 2017年 3 月 教務部長就任
- 2017年 4 月 教務本部副本部長兼中学受験部長就任
- 2019年3月 教務本部長兼中学受験部長就任
- 2020年 3 月 運営本部長兼営業戦略部長就任
- 2020年 6 月 執行役員運営本部長兼営業戦略部長 就任
- 2021年 6 月 株式会社集学舎代表取締役社長
 - 就任 (現任)
- 2022年 6 月 取締役執行役員運営本部長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

教務部門の責任者として当社ブランド力の源泉となる合格実績伸長を牽引し、運営本部の統括責任者に就任後は、 DX戦略を推進し、優れた企画力と実行力により業容拡大を実現してまいりました。また、子会社である株式会社集 学舎の代表取締役として組織改革に取り組み、中長期的な発展に向けた経営基盤を構築してまいりました。今後も これらの経験と知見を活かし、DXを中心とした業務改革とサービス品質向上を推進し、当社グループの成長発展に 寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

かわまた まさはる

又 政 治

(1949年7月2日生)

社外 再任

独立

現在の当社における地位及び担当 所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況 在任年数 社外取締役 4.000株 17/17 (100%) 10年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

■ 1972年 4 月 株式会社東洋情報システム

(現TIS株式会社) 入社 ■ 1991年2月 TOYO INFORMATION

SYSTEMS(NY)CO..LTD. 取締役社長就任

■ 1996年11月 OBERON SOFTWARE, INC. 取締役社長/CEO就任

■ 2001年 1 月 TIS R&D CENTER, INC. 取締役社長就任

■ 2003年 6 月 株式会社エス・イー・ラボ

常務取締役経営管理本部長就任

■ 2007年8月 TIS株式会社

北京代表処首席代表就任

■ 2010年 6 月 TIS株式会社常勤監査役就任

■ 2014年6月 当社社外取締役就任(現任)

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

長年にわたり企業経営に関与し、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社経営を監督し、経営全般に対する有用 な意見・提言を闊達に述べる等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしてまいりました。また、任意の指 名・報酬委員会の委員として、取締役会からの諮問に対し、適宜的確な意見をいただいております。今後も引き続 き、独立的立場から、取締役の職務執行を監督し、経営全般への助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補 者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員も継続いただき、経営陣幹部の指名や 役員報酬の決定等について、客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

みたに わ か

三谷和歌子(1974年1月4日生)

社外

独立

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
_	_	_	_

略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 2000年 4 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
- 2001年7月 田辺総合法律事務所入所
- 2012年 4 月 同事務所パートナー就任(現任)
- 2018年2月 太平洋セメント株式会社 社外監査役就任(現任)
- 2023年 4 月 第一東京弁護士会副会長就任
- 2023年 6 月 生化学工業株式会社社外監査役就任 (現任)

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

弁護士として企業法務に関する専門的な知見を有しており、他の会社の社外監査役に就任されていることによる優 れた見識と幅広い経験を活かし、独立した立場で取締役の職務執行を監督し、経営全般への助言等をいただくこと を期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与 したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしまし

- (注) 1. 取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD 及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の代表取締役社長を兼務しております。株式会社野田学園と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約、管理・運営部門業務の協力支援等に関する業務委託契約並びに金銭消費貸借契約を締結しております。WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.と当社は、教材・模試の販売に関する取引があるほか、管理部門業務の指導支援に関する業務委託契約等を締結しております。またWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD,と当社は金銭消費貸借契約を締結しております。
 - 2. 取締役候補者千葉崇博氏は、当社の100%出資子会社である株式会社集学舎の代表取締役社長を兼務しております。 株式会社集学舎と当社は、管理業務の指導支援に関する業務委託契約を締結しております。
 - 3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 4. 川又政治氏及び三谷和歌子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 5. 川又政治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
 - 6. 当社は、川又政治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、川又政治 氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、三谷和歌子氏の選任が承認され た場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 7. 役員等賠償責任保険契約の概要
 - 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社における取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年10月に更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。
 - ① 直補の対象となる保険事故の概要
 - 役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。
 - ②保険料
 - 保険料は全額会社負担としております。
 - ③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置 当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。
 - 8. 当社は、川又政治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、三谷和歌子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

[ご参考]

本定時株主総会終結後の各取締役(予定)に期待するスキル

氏名	地位	企業経営	業界知識	人事・労務・ 人材育成	財務・ 会計	マーケティン グ・営業	DX·IT	法務・コンプ ライアンス
山本豊	代表取締役社長	0	0			0	0	
伊藤 誠	取締役専務執行役員	0	0	0				0
相澤 好寬	取締役執行役員	0	0			0		
千葉 崇博	取締役執行役員	0	0			0	0	
川又 政治	社外取締役	0			0		0	0
三谷 和歌子	社外取締役			0				0
河野 陽子	取締役(監査等委員・常勤)	0	0	0	0			0
原口 昌之	社外取締役(監査等委員)				0			0
布施木 孝叔	社外取締役(監査等委員)				0			0

第4号議案

当社株式の大量買付行為への対応策(買収への対応方針)継続の件

当社は、2021年6月25日開催の第47回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為(下記 Ⅲ.2.(3)①で定義されます。以下同じとします。)への対応策(買収防衛策)」(以下「現プラン」といいます。)につき、株主の皆様の御承認をいただき継続導入いたしました。現プランの有効期間は、2024年6月25日開催予定の第50回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結の時までとされております。

当社は現プランの有効期間の満了に先立ち、当社を取り巻く経営環境の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、その在り方について検討してまいりました。かかる検討の結果、本株主総会において株主の皆様の御承認をいただくことを条件として、一部変更を加えた上で、現プランを継続すること(以下、「本継続」といい、継続導入する予定のプランを「本プラン」といいます。)を取締役会で決定いたしました。つきましては、株主の皆様に本継続の御承認をお願いするものであります。本議案を株主の皆様に御承認いただけた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する当社定時株主総会(2027年3月期に関する定時株主総会)の終結の時まで延長されることになります。本プランの内容は下記のとおりです。なお、本プランの継続に際して加えられた変更は、基本方針の実現に資する特別な取組みに関する点のほか、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しております。

- ・本プランの対象となる「買付け等」の定義
- ・上記変更に伴う修正その他の形式的な字句の修正等

上記取締役会には、監査等委員である取締役を含む全取締役(内、社外取締役3名)が出席し、本継続につき全員一致で承認可決されております。また、監査等委員3名全員が、本プランが適正に運用されることを条件に、本継続に賛同する旨の意見を述べております。

なお、本継続にあたり、本プランにおける取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための機関である独立委員会に、独立委員3名の選任を予定しておりますが、その内1名につきましては、本株主総会の第3号議案が承認可決され、当社社外取締役として選任されることを条件として独立委員会委員に選任する予定であります。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考え

ております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者(下記Ⅲ.2.(3)①で定義されます。以下同じとします。)との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社取締役会において決定した上記基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

この取組みは、下記 1.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記 I.の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、1976年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の皆様の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努め、現在では全国屈指の有名進学塾へと成長するに至りました。

このような成長を実現できたのは、教育理念を実践するために、成績向上と志望校合格という進学塾としての「本来価値」と、豊かな人生を送る礎となる姿勢と能力を身につけることができる「本質価値(当社はこれを「ワセ価値」としております。)」を両輪とした当社独自の付加価値を提供し続け、時代の変遷と顧客ニーズを踏まえた独自の「合格実績戦略」の推進により、難関中学・高校への合格実績を着実に伸ばしてきたからです。

更に、教育理念を実践する中で、個々の講師が努力し、組織となって創意工夫することの重要性が自覚され、自主性を持つ個人からなる組織が、より強みを発揮できるという当社の企業文化が形成されました。また、自らが掲げた高い目標に向けて本気で粘り強く努力を重ね、目標を成し遂げる達成感が共有されてきたことにより、自分たちの力で日本一の学習塾となるという目標が、従業員のモチベーションとなり、これらが更なる成長の源泉となってまいりまし

た。しかしながら、それ以上に大きいのは、当社株主の皆様に当社の教育理念を全面的に御支持いただき、更には生徒・保護者の皆様からゆるぎない信頼を得ることができたためであります。

教育事業を行う企業として、持続的に企業価値を高めていくためには、指導技術・教材・カリキュラム・クラス運営等における高度で専門的なノウハウ、優秀な人材の育成を可能とする人事・研修制度、そこで養成された自主的に努力を重ねる優秀な講師陣などの経営資源が必要です。そして、これら経営資源が「生徒のやる気を引き出し、成績を伸ばすためのシステム」として有機的に機能する体制を維持・発展させていくことが極めて重要であります。また、これまで当社が築いてきた生徒・卒業生及びその保護者の皆様、相互の発展のために業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先並びに従業員等の利害関係者との間の適切な信頼関係を維持することも必要不可欠です。

加えて、将来に亘り継続的に独自の教育プログラムやシステムの開発、新たな需要・市場の 創造に積極的に挑戦していくことが必要となります。そして、かかる挑戦を可能とするのは、 当社が培ってきた独自の企業文化を共有する従業員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

また、当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

2. 企業価値向上への取組み

当社は、収益を伸ばし企業価値を高めていくという企業体としての目的を達するのみならず、当社独自の付加価値を提供し続けることで、資源を持たない日本が世界の中で発展していくために必要とされる「優秀な人材」の育成に貢献し、我が国教育の充実や課題解決の一翼を担うことができるものと確信しております。そして、この取組みにより、当社の企業価値を更に向上させ、株主の負託に応えていく所存です。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値向上を実現するべく、中期経営計画に定める以下の施策に注力し、コア事業である学習塾経営の強化・拡大に加え、新規事業の創出も積極的に進め、教育企業No.1への成長を目指してまいります。

(1) サービス品質向上による顧客満足度の向上

① 人材育成の強化

人材採用においては、全社を挙げての内部リクルートの強化(非常勤職員から正社員への登用、卒塾生の非常勤職員としての採用)や採用媒体・手順の改善、教育業界に関心を持つ学生に向けた就活イベントの開催等により、人材獲得力を強化するとともに、研修プログラムの再構築や研修ツールの充実、指導ノウハウの共有等により人材育成強化を図ってまいります。

② ICTを活用した新規サービスの提供

当社は、コロナ禍の中で迅速に取り組んだICT活用施策により、顧客から大きな信頼を獲得することができ、他社との差別化を圧倒的なものにすることができました。今後も、当社が独自開発したERPシステム「WICS」と当社と塾生・保護者をつなぐプラットフォーム「早稲田アカデミー〇nline」等、各種システムの機能改善を進め、顧客サービスの品質を向上させるとともに、将来的には業界内に提供することで、業界のさらなる成長への貢献も視野に入れた開発を進めてまいります。

(2) コア事業強化による合格実績戦略の推進

① 合格実績戦略の推進

進学塾における顧客ニーズは、まぎれもなく「成績を上げ、志望校に合格すること」であり、そのニーズに応え、顧客満足度を高めて地域の評判を獲得、市場支持を拡充するという一連の流れ(当社ではこれを「合格実績戦略」としております。)を推し進めることで、当社はブランド力を強化し、業績拡大を図ってまいりました。

中でも、高校入試においては、創業以来、次々に難関高校の合格者数No.1の目標を成し遂げ、難関私国立高校入試において圧倒的なブランド力を確立させることができました。次なる目標を中学入試におけるNo.1ブランドへの成長、大学入試におけるブランド力強化と掲げ、更なる業績向上に取り組んでおります。

② 教務力向上に向けた取組み

教務面では、難関校受験指導における教務体制の強化、カリキュラムのメンテナンス、実践 力強化に向けたコースの拡充を図るとともに、授業品質、教務力のさらなる向上に向けて新た な取組みも進めてまいります。

(3) "伸びしろ"領域における新収益基盤の創出

① 大学受験部門の新領域創出

2024年3月より、株式会社ナガセが運営する東進衛星予備校ネットワーク・東進中学NETに新たに加盟し、高校入試、中学入試を終えた卒塾生を中心に新たな授業サービスの提供を開始しました。これにより、個別指導部門と合わせて多様な学習ニーズへの対応力を高め、顧客生涯価値(LTV)を最大化することに努めてまいります。

② 個別指導部門の拡充加速

個別指導部門は2027年までに首都圏100校体制を実現するという目標に向け、校舎展開を加速させています。顧客ニーズの多様化に対応するとともに、難関校受験に向けた個別指導塾として、第一選択となるような確固たる地位を目指してまいります。

(4) 永続的な成長を実現できる体制の構築

新たな成長領域や顧客生涯価値の最大化に資するような戦略的な投資を継続し、企業価値の向上を追求してまいります。併せてICTの利活用により、顧客サービスの向上のみならず、様々な管理業務の効率化、高度化を進めることで、収益構造の強化を図るべく、部署横断で複数のプロジェクトを立ち上げました。DX推進による社内管理体制の高度化、更なる業務効率改善を進めるとともに、職員が働きがいを感じられるような職場環境の整備にも取り組んでまいります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織を構築して企業価値を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスが機能する企業倫理の確立、正確かつ迅速なディスクロージャーに努めております。

当社の取締役会は、本株主総会で第3号議案を御承認いただきますと、監査等委員でない取締役6名(内、社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)の合計9名で構成されることになり、取締役間の牽制が有効に機能し、十分な議論の上で迅速な意思決定を行い得る規模となっております。

また、取締役会の他、取締役・執行役員・正副本部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、経営状況の正確で迅速な把握と情報の共有を図るとともに、事業運営にかかる重要事項や課題につき、討議・検討をしております。

経営監督機能といたしましては、監査等委員会を設置しております。監査等委員である取締役3名の内2名が社外取締役(内1名は公認会計士、1名は公認会計士資格を保有する弁護士)で、監査計画に基づき取締役の職務執行状況を監督するとともに、各部署の業務執行状況及び会計面の監査を実施しております。監査等委員会監査においては、内部監査室、会計監査人との意見交換や連携を強化し、三様監査が十分に機能するよう努めております。

会社法監査・会計監査人には監査法人を選任し、監査に加え、会計面からの意見をいただい ております。また法務面では、顧問弁護士等から、必要に応じ、随時アドバイスを受け、経営 判断の参考としております。

今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様(生徒・卒業生及びその保護者)、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守

を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

4. 業績に応じた株主の皆様に対する利益環元

当社は、多数のステークホルダーの皆様に御支持頂くことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題のひとつと考えております。

配当につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であり、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本としております。この方針に基づき、本株主総会においては、2024年3月期期末配当を30円(中間配当を含めた年間配当としては40円)とすることをご提案いたします。また、2025年3月期の予想配当額は、本年5月10日に発表しました「2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、中間配当15円、期末配当30円の、年間で合計45円を予定しております。

今後も安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益環元を更に強化するべく経営努力を継続してまいる所存であります。

- Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
 - 1. 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現
 - (1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

上記 II.のとおり、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、これまでの日本の資本市場において、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為を強行するといった事例が存在したことは否定できません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行ういわゆる「濫用的買収」など、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為が存在する可能性があることは否定できません。

(2) 本継続の目的及び必要性

現在、当社創業者の親族及びその関係者(以下「創業一族等」といいます。)が、当社株式を8.7%保有されておりますが、創業一族等は当社の経営には参画しておられません。また大株主として、教育業界の複数の事業会社が当社株式を保有されており、各社と当社は取引等を通じて友好的な関係を構築しておりますが、保有する当社株式等の処分や議決権行使については個々の判断で行われております。他方、当社の株式分布状況は、法人株主や個人株主等、広範にわたっており、加えて現経営陣(取締役)の所有する株式は合計で0.95%に過ぎず、今後は更に、当社株式の流動性が増していくものと考えられます。

また、昨今はいわゆる「濫用的買収」などの、会社の企業価値を毀損する大量買付行為の動きは弱まっているものの、今後、このような大量買付行為が行われる可能性は存在し、当社としても、将来において、当社の企業価値を毀損する当社株式の大量買付行為が行われる可能性は否定できないものと考えております。そして、当社は、前述のとおり、当社グループの生徒・卒業生及びその保護者の皆様、業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先及び講師等の従業員等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係を維持・発展させていくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しておりますが、当社株式の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社取締役会としては、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本継続を行うことを決定いたしました。すなわち、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本継続を行うことといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則(その概要については別紙1をご参照下さい。)に従い、社外取締役(監査等委員である社外取締役を含む。)、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等で、当社の業務執行を行

う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当社が、現時点において、当社株式の大量買付行為に係る具体的な提案を受けている 事実はございません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると判断されるときには、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、① 大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と 引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付す ことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量 買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される 可能性があります。

(2) 本継続の手続

本継続については、株主の皆様の意思を反映するため、本株主総会にお諮りし、普通決議により、いわゆる勧告的決議として、その賛否を決するものとします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランは、以下のa.からc.までのいずれかに該当する当社株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為(以下「買付け等」といいます。)若しくは買付け等の提案がなされる場合を適用対象とし、a.からc.までのいずれかに該当するこのような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。なお、c.所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を最大限尊重し合理的に行うものとします。

- a. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計が20%以上となる者(当該買付け等の前に20%以上である者を含み、以下「特定株式保有者」といいます。)による買付け等又は買付け等の提案(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。)
- b. 当社の株券等5の公開買付者6が所有7し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開 買付者の特別関係者8が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合9の合計が20%以上と なる者(当該買付け等の前に20%以上である者を含みます。)による買付け等又は買付け 等の提案(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。)
- c. 上記 a.又は b.に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者¹⁰若しくは特別関係者(以下本 c.において「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本 c.において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為¹¹であって、(b)当社の株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為
 - 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。
 - 2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じ。
 - 3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じ。
 - 4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じ。
 - 5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じ。
 - 6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じ。
 - 7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じ。
 - 8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じ。
 - 9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じ。
 - 10. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるものを含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じ。
 - 11. 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」の存否の判定は、現在又は過去の資本関係(共同支配の関係を含みます。)、業務提携関係、取引実績、契約関係、役員の兼任関係、資金提供の有無、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接的又は間接的に及ぼす影響などを考慮して行います。

② 本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ(https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/)に本プランを掲載いた

します。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を日本語で記載した書面(以下「買付提案書」と総称します。)を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様の御判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、追加的に情報を提供するよう請求することがあります。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後15営業日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。)以内に行うこととします。

- a. 大量買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員 その他の構成員を含みます。以下「大量買付者グループ」という場合があります。)の詳細 (それぞれの名称、保有する当社の株券等の数、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の 額、発行済株式総数、代表者、役員及び従業員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数 その他の状況、直近3事業年度の財務状態、経営成績(法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。)その他の経 理の状況、反社会的勢力及びテロ関連組織との関係(直接的か間接的かを問いません。)の 有無及び関係がある場合の当該関係の具体的内容、並びに大量買付者グループ内における相 互の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)
- b. 大量買付行為の目的、方法及び内容(大量買付行為の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性 を含みます。)
- c. 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の具体的内容。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った具体的経緯。)

- d. 大量買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- e. 大量買付者グループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- f. 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の 予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、 その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等 の具体的内容
- g. 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結 その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三 者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保 契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- h. 大量買付行為の後における当社及び当社グループ会社(以下「当社グループ」といいます。)の生徒・卒業生並びにその保護者、提携先の学習塾や取引関係のある学校法人、講師等の従業員、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
- i. 当社グループの従業員の勤労意欲(合格実績に象徴される当社ブランド力を支えるというプライドを含めたモチベーション)、及び当社グループの企業文化を維持し高揚・発展させていくための具体的な施策
- j. 大量買付行為の完了後における、指導ノウハウ・合格実績等、当社グループの無形財産の取扱いに関する方針並びに具体的計画と、それにより当社グループの企業価値を向上させる具体的な施策
- k. 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に企図する当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資、経営、業務関与経験の有無及びその内容、実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- 1. 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性と資本提携により当社グループの企業価値が向上する理由

- m. 重要提案行為等¹²を行うことを大量買付行為の目的とする場合、又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- n. 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- o. 大量買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- p. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- g. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
 - 12. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付 提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに開示いたします。大量買付 者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、その全部又は一部につき速やかに 情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続(取締役会評価期間)

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)又は不十分ではあるものの取締役会評価期間を早急に開始する必要があると判断した場合(この場合においては、当社取締役会は大量買付者に対して引き続き本必要情報の提供を求めることができます。)には、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、情報開示を法令等に従って適時かつ適切に行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けの場合)又は90日以内(その他の大量買付行為の場合)(かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。)に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめます。

なお、当社取締役会は、下記⑥ ii .(ii)に従い、株主意思確認株主総会(下記⑥ ii .(ii)において定義されます。以下同じとします。)を開催する場合を除き、上記の意見のとりまとめに

おいて、対抗措置の実施又は不実施の決定を行うものとし、かかる決定がなされた場合には、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、株主意思確認株主総会を開催する場合を除き、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、対象となる大量買付行為の内容に照らして必要と判断する事項を、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役(監査等委員である社外取締役を含む。)、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等の中から選任されるものとします。現プランの独立委員会の委員には、原口昌之氏、木屋善範氏及び川又政治氏の合計3名が就任しており、本継続に際しては、これら3名が引き続き独立委員会の委員として留任いたします(川又政治氏は、本株主総会の第3号議案が承認可決され、当社社外取締役として再任されることを条件とします。)。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙1「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断がなされた場合、当該判断の概要については、速やかに情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の条件

大量買付行為に対する対抗措置の発動は、以下の条件に該当する場合に限り、行うことができるものとします。

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合 当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又 は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買 付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、当社の 企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講 じることといたします。 ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合 には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提 示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対す る対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当 該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご 考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・生徒に関する情報等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 当社の資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
- (iv) 当社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配 当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
- (v) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合

- a. 生徒・卒業生及びその保護者の皆様、取引先、講師等の従業員その他の利害関係者との信頼関係等、当社の企業価値の源泉を毀損し、ひいては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が書されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

⑥ 対抗措置の発動の判断の具体的手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

i. 上記⑤ i.に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、独立委員会に対抗措置の発動の可否を諮問の上、独立委員会の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動を判断するものとします。

なお、独立委員会において、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、独立委員会は原則として、可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。また、かかる場合において、当社取締役会が大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問をする時間的余裕がないと当社取締役会において判断した場合、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

ii. 上記⑤ ii.に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、以下の(i)又は(ii)のいずれかの手続に従って、対抗措置の発動を判断するものとします。

(i)独立委員会への諮問

当社取締役会は、取締役会評価期間の開始後、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者(当社が費用を負担することとします。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必

要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ii) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は(b)上記(i)の独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

上記(a)又は(b)に基づき株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、 当社取締役会は、実務上合理的に可能な限り速やかに株主意思確認株主総会を招集す るものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を開催する場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

⑦ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合¹³や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて適切な期間の取締役会評価期間を設定し、独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができ、また、上記⑥ ii.(ii)記載の各場合に該当する場合には、株主意思確認株主総会を招集することができるものとします。

対抗措置の実施又は中止に関する当社取締役会による決定又は株主意思確認株主総会の決議が行われた場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、速やかに情報開示を行います。

13. この場合、当社取締役会は当該変更に係る情報で本必要情報として不足しているものを大量買付者に求めることができるものとします。

⑧ 大量買付行為の開始可能時期

大量買付者は、以下のいずれかの条件を満たした場合に限り、大量買付行為を開始することができるものとします。

- (i) 当社取締役会が、対抗措置の不実施の決定を行ったとき
- (ii) 当社取締役会が、株主意思確認総会の開催又は対抗措置の実施を決定することなく、取締役会評価期間が終了したとき
- (iii) 株主意思確認株主総会において対抗措置の発動承認議案が否決されたとき又は対抗措置 の不発動承認議案が可決されたとき

(4) 対抗措置の概要

当社は、当社取締役会(株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会)の決議 (以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)に基づき、本プランにおける対抗措置 として、原則として、別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に従った本新株予約権の無償 割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権無償割当て決議において定める一定の日 (以下「割当期日」といいます。)における、最終の株主名簿に記録された株主(ただし、当 社を除きます。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(行使価額)は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して当社普通株式1株以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者等(別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」第8項第①号に定義する「非適格者」)は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に 基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者等以外の本新株予約権者から、当社 普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。

なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

なお、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の 定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の 対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置が実施された場合、速やかに情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本継続に関し、本株主総会で株主の皆様に御承認いただいた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会(2027年3月期に関する定時株主総会)の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の 範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変 更を行う場合があります。

なお、本プランは2024年5月15日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以降、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を修正又は変更することができます。本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実等について、速やかに公表いたします。

また、2027年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)③に記載の手続により、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行

使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する 株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に株式が交付される場合には、当該株式が、株主の皆様の振替口座に記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等
 - ① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会(株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会の決議)において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本 新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日 等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保 証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新 株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が 行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、当社普通株式1株あたり1円を払込取扱場所に 払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償 割当て決議において別途定める数の当社普通株式が発行されることになります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、 当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

本プランは、以下の理由により、上記 I.の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」及び「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。更に、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針ー企業価値の向上と株主利益の確保に向けてー」に沿った内容となっております。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること 本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該 大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のた めに代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

- 3. 株主意思を重視するものであること
- (1) 本継続は、上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり、本株主総会において本継続に係る議案をお諮りし、株主の皆様の承認を得られることを条件としておりますので、株主の皆様のご意向を反映させたものです。
- (2) 本プランは、上記 II.2.(3)⑥に記載のとおり、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は(b)独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできることとしており、対抗措置の実施について、株主の皆様のご意思を確認することができます。
- (3) 上記 II.2.(5)に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。
- 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ.2.(3)④に記載のとおり、継続後の本プランにおいても、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、引き続き、独立委員会を設置します。

このように、上記Ⅲ.2.(3)⑥に記載のとおり、株主意思確認株主総会を開催しない場合であっても、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、速やかに情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.2.(3)⑤に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある専門家の助言の取得

本プランは、上記 II.2.(3)③及び II.2.(3)⑥に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.2.(5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

招

集ご通

知

独立委員会規則の概要

1. (設置)

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

2. (構成)

独立委員会の委員は、3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役(監査等委員である社外取締役を含む。)又は社外有識者等(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等)の中から当社取締役会の決議により選任される。

3. (仟期)

独立委員会委員の任期は、本株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(2027年3月期に関する定時株主総会)の終結の時までとする。

本プランが失効した場合には、独立委員会の委員の任期は、本プランの失効時に満了する。

社外取締役である独立委員会委員が、それぞれの役員としての地位を喪失した場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. (決議事項)

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について、取締役会の諮問がある場合には、当該諮問事項について審議の上、決議し、その決議の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、独立委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わない。

- ①大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ②買付提案の内容が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するか否か並びに対抗措置の実施又は不実施
- ③対抗措置の中止
- ④上記①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

5. (決議方法)

- (1) 独立委員会の決議は、独立委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行う。但し、次項に定める理由 又はやむを得ない事由により独立委員会の全委員が出席できない場合には、独立委員会の委員の過半数が 出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、独立委員会は、その決議が賛否同数により 成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。
- (2) 前項の決議について特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、議決に加わることができない。

6. (情報の収集等)

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要請し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、第4条の決議を行うに際して、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を受けることができる。

以上

別紙2

本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする。

1. 割当対象株主

本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会(以下、かかる当社取締役会における決議を「本新株予 約権無償割当て決議」という。)において定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株 主名簿に記録された株主(ただし、当社を除く。)に対し、その保有株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる。

- 2. 発行する本新株予約権の総数
 - 割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と同数とする。
- 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
- 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株以上で当社取締役会が本新 株予約権の無償割当て決議において別途定める数とする。
- 5. 新株予約権の払込金額 無償とする。
- 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」という。)は、当社 普通株式1株当たり1円とする。
- 7. 新株予約権の行使期間 本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日(以下「行使期間開始日」という。)とし、本新株予 約権無償割当て決議において別途定める期間とする。
- 8. 新株予約権の行使の条件 本項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為(以下「買付け等」という。)の結果、
 - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合 (この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算する。) の合計
 - II 公開買付けによって当社の株券等の買付け等を行う旨の公告を行った公開買付者で、当該買付け等の後において、公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計
 - Ⅲ 当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者若しくは特別関係者が、当社の他の株主 (複数も含む。)との間で行う行為により当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立した結果、当社の株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者(当該買付け等の前に上記Ⅰ又はⅡ若しくはⅢのいずれかが20%以上である者を含み、また、当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。)をいう。

- b. 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に 基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- g. 「保有株券等の数」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有株券等の数をいう。
- h. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- i. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- j. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項 第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3条第2項で定める者を除く。
- k. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ① 以下に定める者(以下「非適格者」と総称する。)は本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の者のうち、当社の株式を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、非適格者に該当しないこととする。
 - a. 特定株式保有者
 - b. 特定株式保有者の共同保有者
 - c. 特定株式保有者の特別関係者
 - d. a.ないしc.までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - e. a.ないしd.までに該当する者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者
- ② 上記①の規定に従い、非適格者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該 非適格者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ④ 上記の他、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。
- 9. 当社による本新株予約権の取得
 - ① 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の翌日以降、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができる。
 - ② 当社は、当社取締役会が定める日(以下「取得日」という。)において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
- 10. 本新株予約権の譲渡に関する事項 本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
- 11. 新株予約権証券の不発行 本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。
- 12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものと する。

別紙3

独立委員会委員の氏名及び略歴

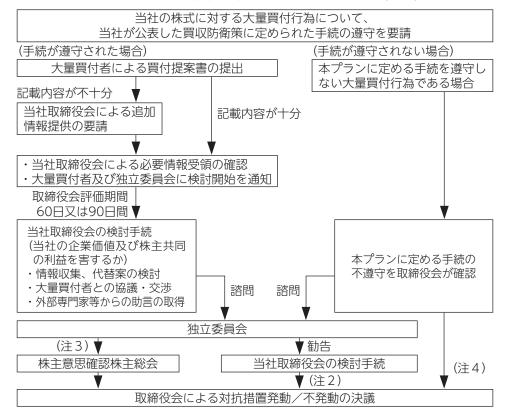
氏 名	
	1996 年 4 月 公認会計士登録 2000 年 4 月 弁護士登録 2004 年 1 月 原口総合法律事務所(現英和法律事務所)開設 代表就任(現任)
原 口 昌 之 (はらぐち まさゆき)	2008 年 6 月 当社社外監査役就任 2011 年 10月 MRT株式会社社外監査役就任(現任) 2016 年 2 月 株式会社トランザス(現株式会社トラース・オン・プロダ クト)社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2017 年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)
木 屋 善 範 (きや よしのり)	1997 年 4 月 弁護士登録、河村法律事務所入所(現任) 2000 年 4 月 東京弁護士会会社法部(現任) 2003 年 4 月 東京弁護士会税務特別委員会(現任) 2009 年 4 月 慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師
川 又 政 治 (かわまた まさはる)	1972 年 4 月 株式会社東洋情報システム (現TIS株式会社) 入社 1991 年 2 月 TOYO INFORMATION SYSTEMS(NY)CO.,LTD. 取締役社長就任 1996 年11月 OBERON SOFTWARE,INC.取締役社長/CEO就任 2001 年 1 月 TIS R&D CENTER,INC.取締役社長就任 2003 年 6 月 株式会社エス・イー・ラボ 常務取締役経営管理本部長就任 2007 年 8 月 TIS株式会社北京代表処首席代表就任 2010 年 6 月 TIS株式会社常勤監査役就任 2014 年 6 月 当社社外取締役就任 (現任)

⁽注) 1. 原□昌之氏及び川又政治氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役です。また、両氏は、東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定されております。両氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありませ h.

^{2.} 川又政治氏は、2024年6月25日開催の第50回定時株主総会において再任予定です。3. 木屋善範氏と当社の間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

別紙4

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート (注1)



- (注1) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。
- (注2) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。
- (注3) 発動の条件⑤ ii に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合であって、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告したとき、又は(b)独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断したときには、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。
- (注4) 当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問する時間的余裕がないと判断した場合、独立委員会への諮問は行わず、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動できるものとします。

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に起因する行動制限がなくなり、社会・経済活動の正常化が進んだことで、景気は緩やかながら持ち直しの動きがみられました。一方で、ウクライナや中東における地政学リスクが続き、世界経済の下振れが懸念される中、国内でも金融市場の変化に加えて、物価高に対する消費者の節約志向も高まっており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

学習塾業界におきましては、大学入試制度改革、英語教育の見直し、文科省のGIGAスクール構想によるICT化推進等、様々な改革が進行する中で、経営環境の変化への迅速な対応が求められております。加えて、少子化による学齢人口の減少が続く中、異業種企業からの新規参入もあり、企業間競争は厳しさを増しております。

このような環境下で、当社グループにおきましては、「子どもたちの未来を育む独自の価値を提供し続け、教育企業No.1を目指す」という企業目標の実現に向けて、成績向上と志望校合格という進学塾としての「本来価値」と、早稲田アカデミー独自の「本質価値」である「ワセ価値」(※)を両輪とした指導体制を強化し、教育理念の徹底実践による質の高い教育の提供に努めてまいりました。(※「ワセ価値」とは、受験勉強を通じて、本気で真剣に取り組む姿勢や困難を乗り越えてやり抜く力など、その後の豊かな人生を送る礎となる姿勢と能力を身につけることができるという、当社がご提供する独自の付加価値を称します。)

教務面では、難関校受験指導における教材やカリキュラムの抜本的な見直し、実践力強化に向けたコースの拡充を図るとともに、志望校別対策講座においては生徒一人ひとりの状況に対応した、きめ細かい指導に注力してまいりました。これらの指導成果として、今春の入試においては、6校すべての御三家中学、開成高校、難関都県立高校をはじめ、中学・高校入試のいずれにおいても合格実績を大きく伸長させることができました。

また、2023年5月に策定した中期経営計画において主要な取り組みとして掲げた「大学受験部の新領域を開拓」するため、株式会社ナガセが運営する東進衛星予備校ネットワーク・東進中学NETに新たに加盟し、2024年3月に池袋東口校、渋谷南口校、御茶ノ水駅前校、たまプラーザ北口校の4校を新規開校いたしました。これにより、大学受験部においては、従来の集団対面型の学習指導のみならず、個別指導の展開と合わせて、中学・高校進学後の多様な学習ニーズへの対応力を高めることができました。加えて、2024年1月には、新たな事業領域への進出の足掛かりとして、未就学児対象の幼児教室を展開する株式会社幼児未来教育の全株式を取得し、子会社化いたしました。これらの取り組みにより、毎年1万人以上いる卒塾生に加え、未就学児を含めた新たな顧客層に対しても、当社グループの教育サービスをより長期に亘り提供することが可能となることから、「Life Time Value(顧客生涯価値)」の最大化に繋げてまいります。

経営上の重要課題である人材の採用と育成につきましては、内部リクルートの強化や採用手法・ツールの見直し等により人材獲得力を強化するとともに、2023年10月には教育業界への就職に興味を持つ学生に向けたイベント「教育×就活EXPO」の開催など、新たな取り組みも進めました。育成面においても、全社レベルで取り組んできた研修体系化プロジェクトの推進を加速させ、研修体制の再構築、各種マニュ

アルの作成や動画等の研修ツールの拡充に注力いたしました。

DX推進では、生徒・保護者向けポータルサイト「早稲田アカデミーOnline」の機能拡充に継続的に取り組むとともに、ICT活用推進プロジェクトの取り組みとして、国内子会社2社への当社基幹システム「WICS」の導入を完了し、業務効率化を着実に進めております。

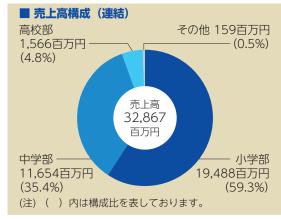
また、2023年5月に渋谷校3校(ExiV渋谷校、大学受験部渋谷校、早稲田アカデミー個別進学館渋谷校)を1つの建物に集約して増床リニューアル、2023年5月に早稲田アカデミー個別進学館練馬校の移転リニューアル、2023年10月に武蔵浦和校の移転・大幅増床を実施するなど、生徒の学習環境の改善や生徒数増加への対応を推進いたしました。更に、子会社である株式会社集学舎において、2023年7月に茂原校を開校いたしました。なお、早稲田アカデミー個別進学館ブランドにつきましては、当連結会計年度末の校舎数がフランチャイズ校を含め71校となり、首都圏100校体制の実現に向けて着実に歩みを進めております。

当連結会計年度における期中平均(4月~3月平均)塾生数は47,355人(前期比0.9%増)と順調に伸長いたしました。学部別では、小学部28,058人(前期比1.6%増)、中学部16,887人(前期比0.1%減)、高校部2,410人(前期比0.9%減)と、引き続き小学部が全体を牽引いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高32,867百万円(前期比7.0%増)、営業利益2,889百万円(前期比20.4%増)、経常利益2,951百万円(前期比21.4%増)、親会社株主に帰属する 当期純利益2,132百万円(前期比37.3%増)となりました。

なお、2024年1月31日付で子会社となった株式会社幼児未来教育は、同年3月31日をみなし取得日としておりますので、当連結会計年度に係る連結損益計算書に、同社の業績は含まれておりません。

当社グループの事業は、単一セグメントのためセグメント別の記載は省略しております。



ш	学部別売_	上高と塾生	数の状況	(連結)

品目	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				
□□⊟	塾生数	金額(百万円)	前期比増減額 (百万円)		
小学部	28,058	19,488	1,546		
中学部	16,887	11,654	532		
高校部	2,410	1,566	35		
その他	_	159	25		
合計	47,355	32,867	2,139		
(注) 剪件粉件 期中亚特色		1 アかります			

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,603百万円(賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。)であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中の新規出校校舎等

当社:東進衛星予備校池袋東□校、東進衛星予備校渋谷南□校、東進衛星予備校御茶ノ水駅前校、

東進衛星予備校たまプラーザ北口校

株式会社集学舎:茂原校 □ 当連結会計年度中の校舎移転

当社:渋谷校3校(ExiV渋谷校、大学受験部渋谷校、早稲田アカデミー個別進学館渋谷校)、

早稲田アカデミー個別進学館練馬校、武蔵浦和校

ハ、当連結会計年度中に実施した設備の取得又は改修等

当社:校舎物件の内部造作の設置及び什器備品の購入等

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行及び長期借入れによる資金調達は行っておりません。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,100百万円であります。

また、グループ内ファイナンスにより効率的な資金活用を行っております。

(4) 重要な子会社の状況等

重要な子会社の状況

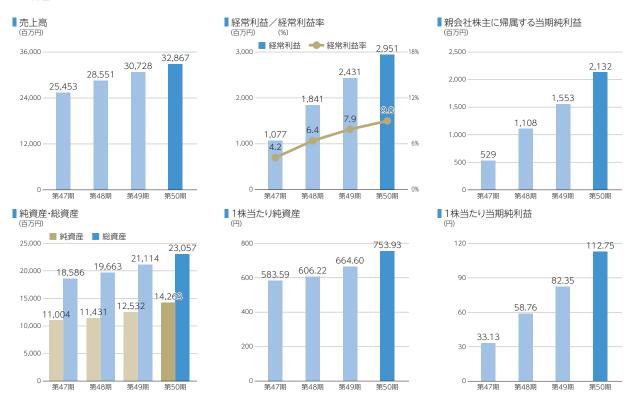
会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	中学生、高校生及び高卒生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
株式会社集学舎	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
株式会社幼児未来教育	3百万円	100.0%	未就学児を対象とする幼児教室
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD	800千ポンド	100.0%	ロンドン在住の日本人子女 (小学生、中学生) 対象の進学塾
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.	100千米ドル	100.0%	ニューヨーク在住の日本人子女 (小学生、中学 生) 対象の進学塾

⁽注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区 分		第 47 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第 48 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第 49 期 (2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)	第 50 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	(百万円)	25,453	28,551	30,728	32,867
経常利益	(百万円)	1,077	1,841	2,431	2,951
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	529	1,108	1,553	2,132
1株当たり当期純利益	(円)	33.13	58.76	82.35	112.75
純資産	(百万円)	11,004	11,431	12,532	14,263
総資産	(百万円)	18,586	19,663	21,114	23,057
1 株当たり純資産	(円)	583.59	606.22	664.60	753.93

⁽注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、自己株式については、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する自己株式を含め算出しております。



(6) 対処すべき課題

学習塾・予備校業界は、出生率低下による学齢人口の減少という厳しい経営環境下にあるものの、当社グループが事業展開をする首都圏においては、引き続き私国立中学への受験熱が高まっており、今後も持続的な市場成長が見込まれるところです。また、コロナ禍がもたらした社会変容と価値観の多様化、教育制度改革と国際化の進行により、高品質な学習指導と新たな教育サービスへの需要が高まっております。

このような環境下で、当社グループは、「子供たちの未来を育む独自の価値を提供し続け、教育企業No.1を目指す」という目標の実現に向け、2024年3月期~2026年3月期の中期経営計画(2023年5月公表)を策定し、以下を注力課題として取り組んでまいります。

1. サービス品質向上による顧客満足度の向上

採用手法の改革や内部リクルート強化等により優秀な人材の獲得に注力するとともに、研修体制の再構築・研修ツールの充実を図り、高品質なサービスを支える人材の育成を強化してまいります。 また、DX戦略を推進し、ICTを活用した新規サービスの開発と提供に取り組んでまいります。

2. コア事業強化による合格実績戦略(※)の推進

教務システムの改善、入試制度改革への対応、ブランド間(中高受験部と大学受験部、集団指導校舎と個別指導校舎、グループ会社間)の連携強化、低学年集客のための戦略実行によりコア事業を強化し、 業容拡大を図ってまいります。

3. 成長余力の大きい事業領域における収益基盤の創出

大学受験部門における新たなサービスの提供(東進衛星予備校)、中高受験集団指導校舎の「卒塾生」に対する大学受験部の訴求力強化、個別指導ブランドの早期100校体制の確立等に取り組み、新収益基盤を構築してまいります。

4. 永続的な成長を実現できる組織体制の構築

内部統制システムとリスク管理体制の強化、ガバナンス体制の充実を推進し、より強固な組織体制を構築してまいります。

(※)「本気でやる子を育てる」という教育理念を徹底実践することを起点に、生徒の本気を引き出す授業によって成績向上と志望校合格を実現し、その結果、顧客満足度を高め地域の評判を獲得し、市場支持を拡充していくという流れを「合格実績戦略」と称し、事業拡大のための基本戦略としております。

今後も役職員一同、教育理念の実践を推進し、企業価値向上と教育を通じた社会貢献に努めてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社と、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園、株式会社水戸アカデミー、株式会社集学舎、株式会社幼児未来教育、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の7社で構成されており、教育関連事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

当社が、主に小学1年生から高校3年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育、自社で開発した教育コンテンツの外部販売等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、集団指導校舎においては全て直営方式で、また「早稲田アカデミー個別進学館」ブランドにおいては、直営方式及びフランチャイズ方式にて運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、中学生、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の 大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。また、当社のフランチャイジーとして「早稲田アカデミー個別進学館水戸校」を運営しております。

株式会社集学舎は、「QUARD (クオード)」の名称で、千葉県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

株式会社幼児未来教育は、「ベンチャースクール サン・キッズ」の名称で、東京都内で1歳から6歳までの未就学児を対象とした幼児教室を運営しております。

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTDは、イギリス・ロンドンにおいて日本人子女(小・中学生)を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.は、アメリカ・ニューヨーク州において日本人子女(小・中学生)を対象とした進学学習指導を行っております。

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

①当社

イ. 本社

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

口. 校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー (小・中学生対象/集団指導校舎)	117	東京都63校 埼玉県20校 神奈川県19校 千葉県14校 茨城県1校
E x i V (エクシブ) (小・中学生対象/難関中高受験専門塾 集団指導校舎)	5	東京都4校 神奈川県1校
S P I C A (スピカ) (小学生対象/最難関中学受験専門塾 集団指導校舎)	1	東京都1校
早稲田アカデミー大学受験部 (中・高校生対象/大学受験専門塾 集団指導校舎)	6	東京都 5 校 神奈川県 1 校
早稲田アカデミー個別進学館 (小・中・高校生・高卒生対象/難関校受験対応個別指導校舎)	45	東京都26校 埼玉県8校 神奈川県6校 千葉県5校

⁽注) 1. 上記校舎数には、英語教室(早稲田アカデミーIBS、English ENGINE、LOGOS AKADEMEIA)及び東進衛星予備校の各教室は含まれておりません。

②子会社

株式会社野田学園

本社・本校 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番

株式会社水戸アカデミー

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

水戸本部校・早稲田アカデミー個別進学館水戸校

株式会社集学舎

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

姉崎校・木更津校・おゆみ野校・ちはら台校・鎌取校・茂原校

株式会社幼児未来教育

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

小石川教室・麻布十番教室・恵比寿教室

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD

本社・ロンドン校 Unit 4 Acton Hill Mews,310-328 Uxbridge Road,Acton,London,United Kingdom,W3 9QN

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.

本社・ニューヨーク校 1600 Harrison Avenue, Suite 103, Mamaroneck, New York 10543 U.S.A.

^{2.} 上記早稲田アカデミー個別進学館の校舎数には、フランチャイジーが運営する校舎は含まれておりません。

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,090(6,355)名	+10 (+245) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者 (時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員) 数は、 () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が、当社におきまして45名(当連結会計年度の平均)、連結子会社である株式会社野田学園におきまして18名(当連結会計年度の平均)おります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,020 (6,183) 名	+2 (+218) 名	38.3歳	9.2年

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者 (時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員) 数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が45名(当事業年度の平均)おります。
 - 3. 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を除いて算出しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2024年3月31日現在)

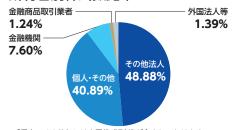
(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 19,012,452株

(3) 株主数 36.533名

(4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式数比率



※「個人・その他」には自己株式76株が含まれております。

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	3,516,500株	18.49%
英進館株式会社	1,830,000株	9.62%
河端 真一	1,793,700株	9.43%
福山産業株式会社	1,164,000株	6.12%
株式会社明光ネットワークジャパン	951,400株	5.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	874,300株	4.59%
早稲田アカデミー従業員持株会	557,100株	2.93%
株式会社学研ホールディングス	526,400株	2.76%
中国開発株式会社	472,000株	2.48%
教育開発出版株式会社	330,000株	1.73%

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (93.073株) は含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数	対象員数
取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)	92,321株	5名

⁽注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員の状況(5) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 上表には2023年6月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって監査等委員でない取締役を退任した1名を含んでおります。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 豊	
取締役 専務執行役員	伊藤 誠	経営推進本部長兼国際部長 教務本部管掌 株式会社野田学園代表取締役社長 WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD代表取締役社長 WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.代表取締役社長
取締役 執行役員	相澤 好寬	教育事業本部長兼第六事業部長
取締役 執行役員	千葉 崇博	運営本部長 株式会社集学舎代表取締役社長
取締役	川又 政治	
取締役(監査等委員・常勤)	河野 陽子	
取締役(監査等委員)	原口昌之	英和法律事務所代表 MRT株式会社社外監査役 株式会社トラース・オン・プロダクト社外取締役(監査等 委員)
取締役(監査等委員)	布施木 孝叔	綜研化学株式会社社外取締役 株式会社アルファシステムズ社外取締役

- (注) 1. 取締役 川又政治氏並びに取締役(監査等委員)原□昌之氏及び布施木孝叔氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役 (監査等委員) 河野陽子氏は、長年、当社の取締役、管理本部長等の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 取締役(監査等委員) 原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 取締役(監査等委員) 布施木孝叔氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業監査の豊富な経験を有するものであります。
 - 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために河野陽子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 4. 当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

_			
	当社は執行役員制度を導入しております。	- 2021年2日21日現左の田綴沙秀だし	→ 効気が合けをからなけるおります。
J.	コエは乳112見回反で等人してわりより。	, ZUZ44 3 月3 1 円 5/11 7/18 7 11 7 で よ い	い知 11X貝は从りにわり じめります。

地 位	氏 名	担当	
執行役員	関一俊彦	管理本部長兼総務部長	
執行役員	福田 貴一	教育事業本部副本部長兼第七事業部長	
執行役員	本山 徹	経営推進本部副本部長	

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
河野 陽子	2023年6月27日	任期満了	取締役常務執行役員 管理本部長
遠藤 忠雄	2023年6月27日	任期満了	取締役(監査等委員・常勤)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川又政治氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社における取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補する額について限度額を設けることとしております。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年6月24日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております(2021年1月29日開催の取締役会にて一部改定)。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議内容について任意の報酬委員会(現 指名・報酬委員会)へ諮問し、賛成の旨、答申を受けております。また、取締役の個人別の報酬等の内容については、任意の指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定しており、特定の取締役やその他の第三者には決定を委任しておりません。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された方針と整合していることや、決定にあたり任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 報酬に関する基本方針

(報酬制度について)

役員の報酬につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方のもと、次のような基本 方針で制度構築・運用することとしております。

- ・当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値並びに当社グループ総体の価値の持続的な向上につながる報酬制度とする。
- ・当社の企業理念を実現し、当社グループの発展を担える優秀な人材の確保に資する報酬制度とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「客観性」の高い報酬制度とする。

(報酬水準について)

- ・優秀な人材を確保するための競争力があり、次世代の経営層となる従業員の成長意欲にもつながる水準を目指す。
- ・報酬水準の妥当性については、外部機関の調査データ等により、同業種・同規模の企業の水準等を参照し 定期的に検証を行う。
- ・業績や事業規模に応じた報酬水準であると同時に、執行役員・従業員の給与と照らし、役員としての職責 に見合う水準とする。

(報酬体系について)

- ・業務執行取締役の報酬は、役位に応じた「基本報酬」と業績によって給付額が変動する「業績連動報酬 等」とし、業績連動報酬は ①年度賞与と②株式報酬 とする。
- ・社外取締役の報酬は、独立した立場で経営を監視・監督するという職責上、「基本報酬(固定報酬)」の みとする。

口. 基本報酬に関する方針

- ・役位に応じ、取締役会で決定された個別報酬額を毎月金銭で支給する。
- ・個別報酬額は、役位・職責に応じて同業他社や同規模企業の水準、会社業績や当社の執行役員を含む従 業員の給与等を総合的に勘案して決定する。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

- ・各事業年度の予算策定時に決定する連結経常利益目標の達成度合いに応じて定められた支給割合(基本 報酬に対する割合)に基づき支給する。
- ・支給時期は、各事業年度終了後の6月賞与時とする。
- ・特殊事情等により予算策定時に決定する連結経常利益目標の水準が著しく低い場合等は、指名・報酬委員会の諮問を経た上で取締役会の審議により、支給の適否及び支給基準を決定する。

二. 非金銭報酬等の内容

- ・2017年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議を経て導入した業績連動型株式報酬として、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結売上高と連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて当社株式を支給する。
- ・制度運用については「役員報酬 B I P 信託」を採用し、各事業年度において、連結売上高目標値の98%以上かつ連結経常利益目標値の90%以上を達成した場合に各取締役にポイントが付与され、3年間の中期経営計画期間の終了後に付与されたポイントに応じた株式等を支給する。
- ・付与されるポイント:役位別基準金額÷基準株価×業績連動係数
- ・付与される株式数:1ポイント=1株で換算した当社株式

ホ. 報酬等の割合に関する方針

- ・業績目標の達成度合いが100%の場合の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、以下を基本とする。 基本報酬80:短期業績連動報酬(賞与)10:中長期業績連動報酬(株式報酬)10
- ・上記支給割合は、今後、経営環境や業績及び事業規模に対する報酬水準を勘案し適宜見直しを検討する。

へ. 業績連動指数を採用する理由及び当事業年度の業績連動報酬に係る指標及び実績

業績連動指標として連結売上高、連結経常利益を採用している理由は、経営成績の最も基本となる指標であるとともに、当社が経営効率向上の指標として重視する売上高経常利益率を構成する指標として執行役員を含む従業員との目標共有化のためのわかりやすい指標であることから採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は、連結経常利益2,693百万円であり、実績は2,951百万円となりました。

また、非金銭報酬(株式報酬)のポイント付与の条件となる目標値は、連結売上高33,228百万円、連結経常利益2,693百万円であり、実績は連結売上高32,867百万円、連結経常利益2,951百万円となりました。

ト. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役につきましては、業務執行から独立した立場で経営の監視・監督をするという役割から基本報酬のみで構成することとし、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各委員の職務に応じ、監査等委員会での協議による合意に基づき決定しております。

チ. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議状況

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第49回定時株主総会において、年額250百万円以内(ただし使用人分給与を含まず。又、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は5名(うち、社外取締役は1名)であります。

また、2017年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議により、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は3事業年度を対象として合計120百万円であります。当該株主総会終結時点の当該定めの対象となる取締役の員数は4名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

リ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等の額についての最終決定権限は取締役会が有しております。

また、報酬制度及び報酬等の額の決定プロセスにおける透明性と客観性を高めるため、取締役会の決議により選出された2名以上の社外取締役と社長を委員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会は役員報酬にかかる上程案を事前に指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会からの答申を踏まえて審議の上、決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる
区分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数(名)
取締役(監査等委員を除く)	167	134	18	14	6
(内、社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(1)
取締役(監査等委員)	28	28	_	<u> </u>	4
(内、社外取締役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(2)
	196	163	18	14	10
(内、社外取締役)	(18)	(18)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 - 2. 上表には、2023年6月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名及び取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
 - 3. 上記の業績連動報酬等は取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 4名に対する当事業年度における役員賞与引当金 繰入額であります。
 - 4. 上記の非金銭報酬等は取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 4名に対する当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

③社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員) 原口昌之氏は、英和法律事務所代表、MRT株式会社の社外監査役及び株式会社トラース・オン・プロダクトの社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)布施木孝叔氏は、綜研化学株式会社及び株式会社アルファシステムズの社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (17回開催)			監査等委員会 (18回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役	川又 政治	170	100%	_	_	
取締役(監査等委員)	原口 昌之	170	100%	18回	100%	
取締役(監査等委員)	布施木 孝叔	15回	88%	180	100%	

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- イ. 取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の 監督と経営全般への助言を行うとともに、取締役会の機能強化に向けて積極的な発言を行い、社外取締 役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。更に、海外における企業経営やIT関連事業の経 験と知識に基づき、当社グループの経営に有用な提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

口. 取締役(監査等委員) 原口昌之氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、主に企業法務及び会計の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、法律家としての見地からリスク管理やコンプライアンス体制の強化に向けた提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

ハ. 取締役(監査等委員) 布施木孝叔氏は、公認会計士としての豊富な経験・知見に基づき、主に会計・税務の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、会計基準変更への対応や内部統制・ガバナンス体制の強化に向けた提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、中期経営計画に掲げた連結配当性向35%以上を目標に、配当額の向上を検討していく方針であります。また、内部留保資金につきましては、業容拡大のための設備投資や新規事業の開発・拡充等に活用し、企業価値の向上に努めてまいります。

以上の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績向上を株主の皆様への利益還元に 反映させるべく、1株当たり30円とさせていただく予定です。なお、中間配当として1株当たり10円を実 施いたしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり40円(前期比16円増配)となります。

なお、当社は定款において取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。

⁽注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率 (持株比率を除く。) の表示については、四捨五入を行っております。

^{2.} 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
資産の	
	10,397,390
現金及び預金	7,666,242
営業未収入金	1,984,867
商品及び製品	141,520
原材料及び貯蔵品	69,772
前払費用	507,183
その他	31,578
貸倒引当金	△3,775
固定資産	12,660,491
有形固定資産	5,955,090
建物及び構築物	9,026,554
減価償却累計額	△5,152,769
建物及び構築物(純額)	3,873,785
土地	1,098,446
リース資産	1,167,078
減価償却累計額	△653,628
リース資産 (純額)	513,449
その他	1,359,179
減価償却累計額	△889,770
その他(純額)	469,408
無形固定資産	1,760,473
ソフトウエア	688,545
ソフトウエア仮勘定	100,610
のれん	932,725
その他	38,592
投資その他の資産	4,944,927
投資有価証券	640,127
繰延税金資産	962,906
差入保証金	3,211,754
その他	139,638
貸倒引当金	△9,500
資産合計	23,057,882

	(単位:千円)
科目	金額
負債の	部
流動負債	5,372,325
支払手形及び買掛金	359,276
未払金	1,111,421
未払費用	1,095,474
リース債務	203,358
未払法人税等	625,736
未払消費税等	334,357
前受金	820,985
賞与引当金	609,224
役員賞与引当金	18,403
株主優待引当金	104,714
資産除去債務	43,251
その他	46,120
固定負債	3,421,663
リース債務	317,498
退職給付に係る負債	1,142,413
資産除去債務	1,925,414
役員株式給付引当金	14,722
従業員株式給付引当金	8,701
その他	12,913
負債合計	8,793,989
純 資 産 の	部
株主資本	14,121,947
資本金	2,014,172
資本剰余金	2,019,962
利益剰余金	10,201,239
自己株式	△113,426
その他の包括利益累計額	141,945
その他有価証券評価差額金	124,330
為替換算調整勘定	51,075
退職給付に係る調整累計額	△33,460
非支配株主持分	_
純資産合計	14,263,893
負債・純資産合計	23,057,882

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金額
売上高	32,867,816
売上原価	22,939,589
売上総利益	9,928,226
販売費及び一般管理費	7,039,052
営業利益	2,889,173
営業外収益	84,940
受取利息	3,475
受取配当金	21,535
受取保険料	3,777
不動産賃貸料	20,930
受取補償金	20,750
その他	14,471
営業外費用	22,681
支払利息	7,967
固定資産除却損	11,405
その他	3,308
経常利益	2,951,433
税金等調整前当期純利益	2,951,433
法人税、住民税及び事業税	836,131
法人税等調整額	△16,708
当期純利益	2,132,009
非支配株主に帰属する当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	2,132,009

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社早稲田アカデミー 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 指定有限責任社員 公認会計士 廣 瀬 美 智 代 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該 決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に ついて定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしま した。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制システムの関連部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社早稲田アカデミー 監査等委員会

常勤監査等委員・取締役 河野陽子の

監査等委員・社外取締役 原 □ 昌 之 印

監査等委員·社外取締役 布施木孝叔 ⑩

第50回 定時株主総会 会場ご案内図

日時

2024年6月25日 (火曜日) 午前10時~

場所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京 3階 「ロイヤルホール」

会場TEL: 03-5285-1121

交通機関のご案内

● 都電荒川線早稲田駅 改札を出て徒歩約3分

● 東京メトロ東西線早稲田駅 3a出口より徒歩約10分

● 東京メトロ有楽町線江戸川橋駅 1b出口より徒歩約15分







